破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１４号
仙台市青葉区山手町23番10―614号、開始決定時山形市南栄町１丁目５番７号　南栄町ファミリア
破産者　横山　英悦
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９５号
山形市桧町４丁目12番16―204号　県営アパート１
破産者　阿部　ハマ
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９６４号
福岡市東区和白１丁目７番25号、開始決定時の住所福岡市東区香椎５丁目38番14号
破産者　吉田　真郷
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１０９号
福岡市城南区金山団地35番501号、破産手続開始決定時の住所東京都文京区大塚３―６―１―401
破産者　黒木　　寛
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７５８号
福岡市中央区梅光園団地２番101号
破産者　瓜生　　睦
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２号
佐賀県三養基郡基山町けやき台４丁目19番地５
破産者　小西ノブ子
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８４号
鹿児島県指宿市開聞川尻5671番地３
破産者　丸山　尊久
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１９１４号
札幌市西区山の手３条１丁目３番10号　ノルド山の手201号
破産者　竹内　晴子（旧姓永井）
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６６９号
札幌市東区東苗穂11条３丁目14番11号
破産者　高橋　琴美
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９号
福岡県大野城市瓦田５丁目７―１　パーフコート101号、従前の住所栃木県小山市大字犬塚２―18―８　エクセルハイムＡ202号
破産者　前田　　登
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３９号
埼玉県越谷市相模町２丁目197番地８　ヴィラグリーンシャネル206号、開始決定時の住所埼玉県越谷市川柳町３丁目220番地４
破産者　田中　静男
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
埼玉県三郷市戸ケ崎2265番地１　篠田テラス１号室、住民票上の前住所埼玉県三郷市戸ケ崎2256番地１
破産者　中村　　肇（旧姓羽子田）
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地４街区10棟203号
破産者　春木　里美（旧姓木村）
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４０８号
埼玉県八潮市大字大曽根1496番地１　グリーンパーク第８八潮103号室
破産者　津久井　淳
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
金沢市馬替２丁目25番地１、開始決定時住所金沢市馬替２丁目59番地３
破産者　石森　義明
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４３２号
金沢市馬替２丁目25番地１、開始決定時住所金沢市馬替２丁目59番地３
破産者　石森　良子
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１４８４号
京都市下京区西七条掛越町60番地　西大路ハイム907号
破産者　石原　正子
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９２号
兵庫県揖保郡太子町鵤1294番地４
破産者　デンキのタケダこと　竹田　重利
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部